

大阪市教育委員会告示第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項により、次に掲げる委員を教育長の職務代理人として指名したので、教育長の職務代理人に係る職務の委任等に関する規則（平成 28 年大阪市教育委員会規則第 39 号）第 1 条の規定に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

大阪市教育委員会教育長 多 田 勝 哉

委員 赤木 登代

なお、これに伴い、令和 7 年大阪市教育委員会告示第 2 号（教育長職務代理人の指名）は廃止する。

（教育委員会事務局総務部教育政策課）